

自治基本条例の推進に向けた取組について

1 自治基本条例施行（平成25年4月1日）

（目的）

- (1) 参画と協働を基本とした、自主・自立のまちづくりを推進します。
- (2) 市民・議会・行政が協力して、住みよい西脇市を考え、つくりあげます。

（基本理念）

- (1) 市は主権者である市民の意思を適切に反映した信託に基づく市政運営を行います。
- (2) 一人ひとりの個性や能力が十分発揮される地域社会を形成します。
- (3) 次世代に引き継いでいくことができる持続可能な共生社会を形成します。

2 西脇市まちづくり推進審議会の設置

自治基本条例の基本原則である、「参画と協働」による市政運営に必要なまちづくり施策について調査審議するため、平成26年4月に「まちづくり推進審議会」を設置しました。

- (1) 審議会の構成（平成28年12月1日現在）

区 分	人数
学識委員	1
各種団体 まちづくり協議会、区長会、人権団体、男女共同 参画、青年会議所、民間企業、ボランティア団体	8
公 募	2
西脇市自治基本条例検討委員会委員	3

- (2) 審議会の所掌事務

- ア 参画と協働の推進に必要な制度及び施策に関すること
- イ まちづくり活動の審査及び支援制度に関すること
- ウ その他参画と協働の推進に関し市長が必要と認める事項

- (3) 任期 2年

- (4) 審議状況

ア 平成26年度

① 諮問事項

- ・ 西脇市参画と協働のまちづくりガイドライン（H17年3月策

定)の改訂

- ・西脇市地区まちづくり実践補助事業及び西脇市市民提案型まちづくり事業の審査

②開催状況

- ・審議会 5回
- ・まちづくり活動補助金審査部会 3回

イ 平成27年度

①諮問事項

- ・「地域自治協議会」のあり方及び制度設計について
- ・まちづくり活動補助金における現制度の課題や改正の必要性について
- ・西脇市地区まちづくり実践補助事業及び西脇市市民提案型まちづくり事業の審査

②開催状況

- ・審議会（地域自治協議会のあり方について） 3回
- ・審議会（まちづくり活動補助金について） 2回
- ・まちづくり活動補助金審査部会 3回

ウ 平成28年度

①諮問事項

- ・地域自治協議会の組織の認定方法等について
- ・西脇市地区まちづくり実践補助事業及び西脇市市民提案型まちづくり事業の審査

②開催状況

- ・審議会 2回
- ・まちづくり活動補助金審査部会 2回

エ 平成29年度（予定）

①諮問事項

- ・地域自治協議会モデル事業の本格実施への移行について

②開催予定

- ・審議会 3回
- ・まちづくり活動補助金審査部会 2回

3 庁内推進体制の確立

条例の適正な運用を図り実効性を高めるため、平成26年4月、市役所の内部組織として自治基本条例推進本部を設置しました。

(1) 所掌事務

ア 自治基本条例の適正な運用に関すること

イ 条例の見直しに関すること

ウ その他条例の推進に係る重要事項に関すること

(2) 構成

ア 推進本部

市長、副市長、教育長、技監、部長級12名で構成

イ 幹事会

都市経営部長、各部総務担当課長等13名で構成

(3) 検討状況

ア 具体的検討事項

- ① 参画と協働のまちづくりガイドライン改訂について
- ② 審議会等の会議の公開及び会議に公表に関する指針、審議会等の委員の公募に関する指針について
- ③ 「地域自治協議会」のあり方及び制度設計について

イ 開催状況

- ① 平成26年度 本部会議 1回、幹事会 2回
- ② 平成27年度 幹事会 2回
- ③ 平成28年度 本部会議 1回（11月末現在）

4 地域自治協議会の設置検討

自治基本条例第14条において、「地域自治協議会」について規定しています。

少子高齢化、人口減少が進む中で、安全・安心な豊かで住みよい地域社会をつかっていくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていく必要があります、その機能を地域自治協議会に求めています。

地域自治協議会は、市内の8地区において区長会を含む各種団体や個人、法人が構成員となって、民主的な運営により、地区の活性化や地区の課題解決に向けて取り組む組織です。

平成27年度はこの組織のあり方についてまちづくり推進審議会において検討しました。また、市長が各地区に出向き自由に意見交換を行う「まちかどミーティング」においても、市民の皆さんと地域自治協議会をテーマに意見交換を行いました。

平成28年度には、地域自治協議会の必要性について、まちづくり計画の再編等と合わせ、複数の地区の区長会やまちづくり協議会等と議論を重ねました。

その結果、地域自治協議会のモデル事業実施について、黒田庄地区が平成29年度から実施することを決定されており、他の地区とも協議を継続しています。

次年度以降、モデル事業の内容を検証した上で、他の地区へも展開できるよう調整していきたいと考えています。